

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（令和7年度車両（バス）賃貸借運行業務）
案件内容・仕様	別添1「仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 別紙契約金額内訳書のとおり （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
履行期間	契約成立の翌日から令和7年11月28日
運行場所及び納入場所	東北森林管理局管内（秋田県）
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号  
支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 大政 康史

受注者

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

## 令和7年度 車両（バス）賃貸借運行業務（単価契約）

## 契約金額内訳書

内 訳			数量	単位	単価（円）	金額（円）	備考
キロ制運賃	発着地間	小型車	2,650	km			
	車庫から発地及び着地から車庫	小型車		km			
時間制運賃	発着地間	小型車	132	時間			
	車庫から発地及び着地から車庫	小型車		時間			
合 計							

- 注) 1 上記単価には消費税は含まない。  
2 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。  
3 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

## 別添 1

# 令和 7 年度 車両（バス）賃貸借運行業務（単価契約）仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、令和 7 年度 車両（バス）賃貸借運行業務（単価契約）に適用する。

### 2 入札物件名、予定数量等

入札物件名	バスの種類・基準		予定日数・延べ使用台数 (うち宿泊日数)	使用予定期間	備 考
令和 7 年度 車両 (バス)賃貸借運行 業務 (単価契約)	小型車	車両の長さ 6 m以上 8 m以 下で、かつ旅 客席 33 人以 下	11 日・17 台※ (うち宿泊日数 0 日)	自 契約日の翌日 至 令和 7 年 11 月 28 日	※同一日 に複数台 使用する ことがあ る。

注) 予定日数、使用台数、宿泊日数等についてはあくまでも予定であり、使用場所や天候等により変更する可能性があることから、予定日数等が変更された場合においても、受注者は異議を申し立てないものとする。

### 3 運行場所及び納入場所（発着場所）

- (1) 運行場所：東北森林管理局管内（秋田県）
- (2) 納入場所：東北森林管理局（秋田市中通五丁目 9 番 16 号）

### 4 その他

- (1) 発注者は気象条件や現地の状況等により手配の中止やコース、日程、貸切バスの車種・台数を変更することができる。発注者が手配の取り消し（キャンセル）をしようとするときは、遅くとも実施予定日の前日 17:00 までに受注者に通知する。
- (2) 運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

#### ア 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、1 時間ずつ合計 2 時間と走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、バスの種類別の 1 時間当たりの運賃額を乗じた額とする。ただし、走行時間が 3 時間未満の場合は走行時間を 3 時間とし

て計算した額とする。

イ キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に1キロ当たりの運賃額を乗じた額とする。

ウ 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げる。

エ 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

(3) バスの燃料、部品等の交換及び補修その他運行に必要な一切の経費は受注者の負担とする。

(4) 高速道路を利用することがある。

(5) 有料道路利用料や駐車料が発生した場合は、その実費を発注者が負担する。ただし、料金は受注者が一旦立て替えて支払い、後日、発注者へ賃貸借料を請求する際、立て替えた金額が確認できる領収書を添付する。

なお、宿泊料の上限は「国家公務員等の旅費に関する法律」別表第一の一宿泊料の定めによるものとする

(6) 乗務員の宿泊の予約などの一切については、受注者の負担とする。

(7) 林道等を走行する場合があるため道幅が狭くなっていたり、木の枝等により車両が傷ついたり、未舗装のため車両が汚れる場合があるが、これらに関する補償は一切行わない。

(8) 登山、森林散策等で衣服や履き物が汚れることから、車内が汚れる場合があるが、汚れた状態でも乗車できること。

(9) 運送経路について、出発地から目的地まで通常考えられる安全な経路を選択するが、経路途中で昼食やトイレ休憩等による立ち寄りのほか、標識等目印の少ない林道等を走行する場合もあることから、事前にバスの運行事業者は発注者と綿密に打合せを行うこと。

(10) ア 受注者は、契約書記載の契約期間中、発注者が発行する「バス賃貸借運行要求書」に基づき、その都度バス賃貸借運行を行うものとする。

イ 発注者は、運行予定日のおおよそ10日前までに要求書を受注者に発行するものとし、使用の取消し（キャンセル）をしようとするときは、使用予定日の前日までに受注者に通知する。

ウ 発注者は、天候等により運行予定を変更することができるものとする。この場合、受注者と協議の上変更するものとする。

エ 受注者は、賃貸借期間開始までに、発注者が借り受けるバスを使用に差し支えないように整備した上で、配車するものとする。

オ バスの燃料、部品等の交換及び補修その他運行に必要な一切の経費は受注者の負担とする。

カ 有料道路利用料、駐車料及び乗務員宿泊料が発生した場合は、発注者の負担とする。ただし、利用料等については、受注者が一旦立て替えて支払うものとする。